

## 渋 P a y 加盟店補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域経済の活性化及び市民の地域活動、健康増進活動等の促進に資する渋 P a y の利用環境を整備するため、加盟店として登録をした事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 渋 P a y 渋川市（以下「発行者」という。）が発行する電磁的方法により記録されるポイントであって、加盟店において商品等の購入若しくは借受け又はサービスの提供に対する決済に利用することができるものをいう。

(2) 加盟店 渋 P a y を使用することができる店舗として、しぶかわ電子地域通貨「渋 P a y 」事業実施要綱（令和4年渋川市要綱）第6条の規定に基づき、発行者が登録した者をいう。

(3) 対象端末 インターネットに接続でき、加盟店用のアプリケーションソフトウェアを利用することができるスマートフォン又はタブレット型の端末等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時において、加盟店であること。

(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	端末購入費用	準備費用
補助対象経費	対象端末の本体購入費用。 ただし、加盟店1店舗につき3台を限度とする。	加盟店としての準備に要する経費
補助金の額	補助対象経費の10分の10の額とし、加盟店1店舗につき3万円を限度とする。	補助対象経費の10分の10の額とし、加盟店1店舗につき5千円を限度とする。